

2・3号認定の利用者負担額の改定について（交野市案）

① 保育料を改定するのか

⇒ 改定は行う。

② 改定方法

- ・階層区分は、20階層のまま
- ・1号認定との逆転現象が起こっている階層の見直し
- ・近隣北河内と比較して、低階層が低い設定となっており、高階層が高めの設定となっていることを考慮。
- ・階層間の平準化と北河内の他市とのバランスを見て改定
- ・3歳、4・5歳以上の階層区分を他市では一定の階層から一律料金となっている。
- ・過去には70%を目途に3年毎に見直すといった考えがあったが、今回については、新制度施行により公定価格が上がったことにより、国基準比が60%を下回ることも想定されるため、その点も考慮し料金表の作成をしたい。

③ 改定時期

1号認定と同じく、一定の周知期間をとるべきという考えで、平成29年4月からとしたい。